

川俣町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において共同企業体とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。

2 この要綱において特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この要綱において経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）とは、中小建設業者が継続的協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を補完し、又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

(共同企業体活用の原則)

第3条 共同企業体の活用は、技術力の結集等により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる範囲とする。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第4条 特定企業体により施工することができる工事(以下「対象工事」という。)は、特殊な技術等を要する工事又は確実かつ円滑な施工を担保するため特に技術力を結集する必要があると町長が認めるものとする。

(構成員の要件)

第5条 特定企業体の全ての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 川俣町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成13年訓令第55号。以下「指名等に関する基準等」という。）第4に規定する指名停止基準に該当しない者であること

(3) その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者であること。

(構成員の数)

第6条 特定企業体の構成員の数は2ないし3社とし、発注工事に対応する工事種別における有資格業者の組み合わせとする。

(構成員の組合せ)

第7条 特定企業体の構成員の組合せは対象工事ごとに定め、公告により示すものとする。

(代表者)

第8条 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者とする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 特定企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、当該特定企業体の構成員数に応じ、次の各号に定める割合以上とする。

(1) 2者の場合30パーセント

(2) 3者の場合20パーセント

(入札参加資格審査申請等)

第10条 対象工事の入札に参加しようとする者は、公告において示された要件に該当する者同士で任意に特定企業体を結成し、指定された期日までに次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 建設工事等入札参加資格審査申請書

(2) 建設共同企業体協定書の写し

(3) その他対象工事において定められた要件を確認するための資料

- 2 工事担当課長は、前項申請書のほか提出された書類を添えて企画財政課長に送付し、川俣町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成3年訓令第17号)(以下「資格等に関する要綱」という。)の定めるところにより審査を受けるものとする。
- 3 企画財政課長は、資格等に関する要綱の定めるところにより、資格審査委員会の審査及び決定を受け、工事担当課長に通知するものとする。

(解散の時期)

第11条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第12条 経常企業体により施工することができる工事は、第4条に規定する工事以外とする。

(構成員の数)

第13条 経常企業体の構成員数は2ないし3社とする。

(構成員の組合せ)

第14条 経常企業体の構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 構成員に、川俣町内に本社又は本店を置く建設業者を含むものであること。
- (2) 構成員は、当該年度に町長に対して建設工事入札参加資格申請書(以下「資格審査申請書」という。)を提出している者で、福島県内に本社又は本店を置く建設業者であること。

(代表者)

第15条 経常企業体の代表者は構成員間において決定された者とする。

(出資割合)

第16条 経常企業体の代表者及び最小の出資者の出資割合については、第9条の規定を準用する。

(入札参加資格審査申請)

第17条 経常企業体は、指名競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の指定（平成30年告示第86号）に規定する入札参加資格審査申請書を町長に提出し、資格の審査を受けるものとする。

2 一の建設業者が前項の規定により競争入札参加資格審査申請を行うことができる経常企業体の数は1とする。

第4章 雑則

(特定建設業の許可の有無)

第18条 共同企業体が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に定める金額以上になる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1者以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(構成員の脱退及び加入)

第19条 構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が工事完成の義務を負う。

2 履行期間中において一部の構成員が脱退した場合に、脱退した構成員が施工等の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工等の確保が困難と認められるときは、当該工事の契約権者は、残存構成員からの申請により、新たな業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(川俣町建設工事に係る共同企業体取扱要綱の廃止)

2 川俣町建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成3年訓令第18号)は廃止する。